

設問1については、第2回資料の資料3、資料5などを確認しながら記載してください。

- ・論点(案)ごとに、(A) (B) (C)のうち、考えられる選択肢に○をつけてください。
- ・(A)：会議で十分に議論すべき論点
- ・(B)：市の判断が適切である(もしくは議論の余地はない)として会議で議論しなくてもよい論点
- ・(C)：報告書に記載しない(論点として削除してもよい)論点
- ・(D)：どれにも該当しないなど、何か気になることがあるなど考える場合は、(D)に記載してください。(A) (B) (C)のどれかに○を付けた場合でも、結構です。

設問2については、他に考えられる論点がある場合に記載してください。

設問1 各論点チェック表 (論点(案)43つ、灰色箇所除くと38つ)

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行]…行政対応時の判断 [現]…現時点での判断	論点(案)	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論すべき論点	市の判断が適切である(もしくは議論の余地はない)として会議で議論しなくてもよい論点	報告書に記載しない(論点として削除してもよい)論点	その他・備考 (自由記載)
1	(その他の論点)		(a)最初の情報提供があった時まで、崩落箇所の改変行為について、市は認知していなかったか				
2	⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (法令論点)	具体は下記の5つ	本件改変行為は、廃棄物処理法で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
		[行] (1)廃棄物のみが法規制の対象であり、盛り土(自然土)は廃棄物に当たらない	(1)盛り土は「廃棄物」(2条1項)に当たるのか				
		[行] (2)ア本件投棄行為は不法投棄に当たるため、投棄者に撤去させたが、それ以外の投棄行為は確認していない	(2)ア本件土地において撤去させた廃棄物以外に廃棄物を投棄する行為はなかったのか				
		[行] (2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為に当たらない	(2)イ本件盛り土行為は廃棄物を捨てる行為(16条)に当たるのか				
		[行] (2)ウ土地所有者は、投棄者に当たらない	(2)ウ土地所有者は投棄者に当たるのか				
	[現] (3)土地所有者の清潔保持等は努力義務に過ぎず違反に対する制裁はない	(3)清潔保持義務(5条)は努力義務に過ぎないのか					
	(その他の論点)		(a)土砂等の中にどの程度の量の廃棄物が混入していたのか (b)土砂の搬入を確認したことから、静岡県土採取等規制条例の観点で、土木への連絡を行う必要がなかったか				
3	(その他の論点)		(a)通報内容の共有(連絡)先は適切であったか				
4	(法令論点) ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2と同じ	2と同じ				
	(その他の論点)		(a)2日分の産業廃棄物の回収撤去及び12月26日の報告書受理をもって対応を完了としたことは適切だった (b)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか				

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論すべき論点	市の判断が適切である (もしくは議論の余地はない) として会議で議論しなくてもよい論点	報告書に記載しない (論点として削除してもよい) 論点	その他・備考 (自由記載)
5	(法令論点) ⑤建築基準法、静岡県建築条例	具体は下記の2つ	本件改変行為は、建築基準法で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
		[現] (1)本件土地は、災害危険区域に指定されていないため、災害危険区域に関する規制が適用されない ※静岡県建築安全推進課へ確認中	(1)本件土地は「災害危険区域」(法39条1項)に指定すべきだったのか、指定していない理由は何か、また、本件土地は、災害指定区域の指定要件に該当しないのか				
		[行] (2)本件改変行為は建築物を建築する行為ではない	(2)本件改変行為は建築物を建築する行為(県条例4条、10条)に当たらないのか				
	(法令論点) ③都市計画法	具体は下記の1つ	本件改変行為は都市計画法で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
		[行] (1)本件改変行為は、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう造成ではなく開発行為に該当しない	(1)土地所有者に本件土地において「建築物の建築」(4条10項)「特定工作物の建設」(同条11項)の用に供する目的(同条12項)はなかったか				
	(法令論点) ④宅地造成等規制法	具体は下記の1つ	本件改変行為は、宅地造成等規制法で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
[行] (1)本件改変行為は、宅地造成に該当するが、本件土地は、都市計画区域ではなく、市街地又は市街地となろうとする土地の区域ではないことから、宅地造成工事規制区域外であるため、工事の許可は不要である		(1)本件土地は「市街地又は市街地となろうとする土地の区域」として「宅地造成工事規制区域」(3条)に指定すべきだったのか					
(その他の論点)		回答内容は適切であったか					
6	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例(R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施	具体は下記の6つ	本件盛り土行為は静岡県土採取等規制条例で規制することができなかったのか	具体は下記	具体は下記	具体は下記	具体は下記
7		[行] (1)条例による規制は、盛土をする行為者に対して適用されるものであり、土地所有者に対しては適用されない	(1)条例は「土の採取等」を行おうとする者、行っている者、及び行った者に対して適用されるものであり、本件土地所有者に対しては適用されないのか				
		[行] (2)適用除外の範囲を超える盛土を行った事業者の存在は確認できていない	(2)本件土地に適用除外(14条1項3号、規則8条3項3号)の範囲を超える盛土を行った事業者はいないのか				

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)	(A)	(B)	(C)	(D)	
				会議で十分に議論すべき論点	市の判断が適切である (もしくは議論の余地はない) として会議でもよい論点	報告書に記載しない (論点として削除してもよい) 論点	その他・備考 (自由記載)	
6 7 続き	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則	[現] (3)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、この条例による規制は適用することができない	(3)ア複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合、3条1項の届出義務はないのか					
			(3)イ措置命令 (6条) 停止命令 (7条) は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行った場合に適用することができるのか					
			[行] (4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」ことができなかったことから、土地所有者に対する行政指導にとどめた	(4)本件土地に「土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認める」 (6条) (7条) ことができたのか				
			[現] (5)「土の採取等の跡地」については、措置命令を行い得る	(5)「土の採取等に係る跡地」 (9条) には、3条1項の届出をしていない盛土の跡地も含まれるのか				
			[現] (6)複数の事業者が適用除外の範囲内の盛土を行った場合、措置命令を行うことができない	(6)措置命令 (9条) は複数の事業者が同じ土地に適用除外の範囲内の盛土を行う場合に適用することができるのか				
	(その他の論点)		(a)土地所有者に対する口頭指導のみでよかったか					
		(b)搬入された土量の確認や搬入業者の特定などをする必要はなかったか						
		(c)その後の継続的な現地確認を行う必要はなかったか						
8	(その他の論点)		(a)2014.11.4にも土砂搬入について口頭指導しており、今回、口頭での注意警告をしたこと及びその内容は適切であったか					
9	(法令論点)	[行] (3)本件土地は、緑恵台建築協定において緑地と位置付けられており、同協定で制限する盛土をする行為の適用がない区域である (7条6項、8項)	(3)本件改変行為は建築協定の対象なのか					
	⑤建築基準法、天竜市建築協定条例、浜松市建築協定条例	[行] (4)法は、市が建築協定条例を定めることができると及びその認可手続等を規定しているにすぎず、建築協定の違反について特定行政庁 (市長) は監督処分権限を有しない	(4)特定行政庁は建築協定違反について監督処分をすることはできないのか					
	(その他の論点)		(a)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡の必要はなかったか					
			(b)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか					

No.	論点種別	関係法令等に係る所管課の判断 [行] …行政対応時の判断 [現] …現時点での判断	論点 (案)	(A)	(B)	(C)	(D)
				会議で十分に議論すべき論点	市の判断が適切である (もしくは議論の余地はない) として会議で議論しなくてもよい論点	報告書に記載しない (論点として削除してもよい) 論点	その他・備考 (自由記載)
10	(その他の論点)		(a)産業廃棄物対策課を案内するだけでなく、産業廃棄物対策課へ直接連絡をする必要はなかったか				
			(b)静岡県土採取等規制条例の観点から、天竜土木整備事務所への連絡は必要なかったか				
			(c)現場確認の際、土砂崩落の危険性を予見できなかったか				
11	(法令論点) ①静岡県土採取等規制条例 (R4.7.1以前)、静岡県土採取等規制条例施行規則	6と同じ	6と同じ				
12	(その他の論点)		(a)盛り土の土量や面積の確認、届出要否については、土地所有書からの情報提供待ちであったが、対応として適切であったか				
			(b)土砂崩落までの8ヶ月、土地所有者の親族からの連絡がない中、市は何らかの対応をする必要はなかったか				
13	(その他の論点)		(a)2014.10.30から 2022.1.21まで8年の間、崩落箇所における改変行為に対して、市民等からの通報や相談があった中、市の関係部局間での情報共有はできていたか				
14	(その他の論点)		(a)最後の行政対応の日から土砂崩落までの間に、できる行政対応はなかったか				

※No.は、上記時系列にあたるNo.を記載。

※法令論点・その他の論点は、どちらに当たるかを記載。法令論点の場合は、その法令も記載。

※論点内容は、具体的な論点内容を記載。

設問2 他に考えられる論点

No.	法令論点・その他の論点	論点内容
1	<p>(その他の論点)</p> <p>市の各部署の連携・情報管理の在り方</p> <p>※ No.1～14の各論点と重複</p>	<p>① (H26.10.30～H27.3.18頃の連携等)</p> <p>航空写真から推測等したH3～H25までの盛り土の累計増量は3106㎡程であって、H26.11.11付「苦情処理報告書」(第1回検証会 資料11 A-1)によれば、██████は「平成15年ころから埋め立てを頼んでいる。」等と発言していること、同「苦情処理報告書」添付の写真によれば急こう配の斜面であったことが窺われること、から、不法盛土の疑いがあったと思われます。H26.10.30～H27.3.18頃、天竜区まちづくり推進課から、産業廃棄物対策課(廃掃法)、北部都市整備事務所(建基法・建築条例、都計法、宅造法)、天竜土木整備事務所(土採取等規制条例)に連絡し、天竜土木整備事務所において、現地を確認した対応は適切であったとしても、上記「苦情処理報告書」記載の情報が共有されていたのか否か、不法盛土等の疑いに関連して██████のH10購入後の経緯(搬入土量、盛り土の箇所)等を聴取する、ダンプ運転手から2年間の搬入土量を聴取する、などした事情は、資料上、確認できないところ、天竜土木整備事務所の対応が適切であったのか否か。</p> <p>② (H29.11.15, H30.2.9頃の連携等)</p> <p>航空写真から推測等したH27.5～R2.1までの間の盛り土の増量は1880㎡程(H3以降の累計6516㎡)で、同期間において本件崩落地(緑恵台556-351)の北部分398㎡程が崩落したと推測されること、相談日H30.2.9の「市民からの質疑処理カード」によれば、H29.11.15, H30.2.9頃、██████から「隣地に・・・土砂の埋め立てがされているが、その土砂が自分の土地に越境してきている。」H29.11.15～H30.2.9まで同様の状況が続き「コンクリートガラが混ざっているよう」であったこと、本件崩落後の土にコンクリートガラ等があったこと、から廃掃法違反、不法盛土等の崩落のおそれが窺われたと思料されます。██████の相談について、北部都市整備事務所(建基法・建築条例、都計法、宅造法)の██████に対する越境に対する回答が適切であったとしても、市民相談窓口、産業廃棄物対策課を案内することの他に、産業廃棄物対策課(廃掃法)、天竜土木整備事務所(土採取等規制条例)に連絡して情報を共有し、各部署に対応を求めることまでが行政対応として適切であったのか否か。</p> <p>③ (R3.12.23～R4.1.21頃の連携等)</p> <p>原資料は見当たらないが、R4.9.28付「【報告】緑恵台の土砂災害発生前対応及び経過状況について」の「令和3年度対応」記載の天竜土木整備事務所から自治会長ないし土地所有者らに対する説明・指導が適切でないし正しいとしても、天竜土木整備事務所から親族らに対して盛り土の土量等を確認するために架電等をする事、H26.10～の資料を各部署と共有して確認・検討すること、等まですることが対応として適切であったのか否か。</p> <p>④ 不法残土を扱う主幹部署の所管の整理。例えば、不法投棄、不法盛土・切土に関して、行政部署間で特定の私有地に関する情報を継続的に共有して、各部署の職員らが閲覧できることが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとして適切であるか否か。例えば、開発行為や宅地造成等の盛土・切土に関する資料・公文書にうちて、廃棄時期等はどのように考えるのが適切か。</p>
2	<p>(その他の論点) 県と市との連携・情報共有の在り方</p>	<p>本件崩落地は「沢状地形を呈しており、雨水が集水しやすい地形」であって、造成された土地であって、R3に盛り土の総点検が行われていたところ、R4.9.24土砂崩落までに、建築協定に係る本件崩落地の情報を県に照会する、R3のLPデータを活用する等の対応まで行うことが適切であったのか否か。</p>
3	<p>(その他の論点) 外部の専門家との連携の在り方</p>	<p>No.E-1①～③の対応にあたって、外部の土砂災害等に関する専門家の関与・意見を求めることが適切であったのか否か。</p>

4	(その他の論点?、建築基準法73条?) 建築協定内での緑地等の扱い	本件崩落地は、もと5条森林であったところ、建築協定によって5条森林から除外され、また、農地・市街地・宅地（又は宅地に造成）のいずれでもなく、緑恵台建築協定においても形質の変更の規制（緑恵台建築協定7条(6), (9)）が及んでいないため、現・静岡県盛土等の規制に関する条例のほか、形質変更等について、法令上、規制がないものと思料されます。本件崩落地は、建築協定において「緑地又は法地」（緑地?）とされてにもかかわらず、所有者が形質変更していても、住民らの生命・身体・財産に対する危険が認められない限り、住民らはその工事の施工の停止を求めることができないと考えられます。本件ではなく今後の建築協定にあたって、県の所管となっていますが、協定において、任意規定として、宅地以外の土地の形質変更を制限する規定の設置の可否、規定できるとしてその指導が適切であるのか否か。ただし、本件土砂崩落に至るまでの行政対応として、問題ではないため、論点として外すことが適切とも思われます。
5	(その他の論点) 残土の管理等	建設・土木・造園工事等によって発生する土の搬出に関する管理方法、がら混じりの発生土のマニフェスト管理の徹底等。

※No.は、上記時系列にあたるNo.を記載。

※法令論点・その他の論点は、どちらに当たるかを記載。法令論点の場合は、その法令も記載。

※論点内容は、具体的な論点内容を記載。